

随意契約（相手方指定）調書

件名	資源再利用処理委託	5200096
工（納）期	令和11年3月31日	
契約締結日	令和8年4月1日	
契約金額	推定総額 6,926,524円（消費税込み）	

契約相手方	荒川区リサイクル事業協同組合 (法人番号：4011505000810)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	資源再利用処理委託
指名業者(案)	名称 荒川区リサイクル事業協同組合 代表者 理事長 大久保 信隆 所在地 東京都荒川区東日暮里一丁目40番5号
特命理由	<p>本件は、本庁舎及び区内施設から排出された資源ごみの回収・運搬業務及びそれらを資源化ルートにのるよう選別・圧縮・梱包し、再生資源業者へ引き渡す一連の作業等を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、管理部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記組合は、区がびん、缶、古紙等の資源の回収と資源化を本格開始するにあたり、それまで区で古紙回収と資源化を受託していた古紙連絡協議会を母体として設立されたものであり、荒川区内の再生資源業者44社から構成されている。 上記組合は、本件業務に必要な規模の中間処理施設を有している区内で唯一の団体であり、自区内で資源化し、運搬距離及び運搬時間等を短縮することにより、作業の効率化と環境負荷の低減を図ることが可能である。 上記団体は、本件業務を長年に渡り履行しており、令和7年度の履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p> <p>本件契約は、長期継続契約とする契約を定める条例(平成17年条例第56号)第2条第3号及び同条例施行規則第2条第2項第19号の規定に該当するため、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの長期継続契約を締結する。</p>